

【前期第11問】

甲男はA女と交際を続けていたが、甲の酒癖の悪さや金遣いの荒さなどに愛想をつかし、Aは数日前に甲に別れを切り出した。

納得のいかなかった甲は、Aを果物ナイフで脅して交際を継続させようと考えた。そこで、「最後にもう一度だけ直接会って話がしたい。そうしたらもう二度と君には近づかないよ。」とAに連絡をし、翌日16時に甲の自宅マンションの裏の公園で待ち合わせをすることになった。

翌日、Aが公園にやってくると、甲は即座にナイフを取り出しAの頸部に突き付け、「別れ話はなかったことにしろ。これからは俺と付き合え。」などと脅した。しかし、Aは「甲とはもう付き合えない。早くナイフをしまっ。」と別れる姿勢を崩すことはなかった。「俺は本気だ。」と甲はかっとなり、Aを傷つけて本気であることを分からせてやろうという気持ちでAの頸部に果物ナイフを突き立てた。

突き刺した直後、Aが大量の血を口から吐き出し、呼吸の度に血が流れるのを見て驚愕した甲は、直ちに着ていたカーディガンでAの頸部に当てて血が噴き出ないようにしたり、「動くな、じっとしとけ。」と声をかけたりした。甲は消防署に連絡をして自身がAを刺したことを告げ、救急車の手配と警察への連絡を依頼した。

まもなくして救急車が到着しAは病院に搬送され、全治6ヶ月の傷害を負うにとどまったが、本件の頸部刺傷は深さ約5cmで気管に達し、多量の出欠と皮下気腫を伴うもので、出血多量による失血死や出血が気管に入って窒息死する危険があったとの医師の指摘が存在している。また、Aを搬送した救急車は、たまたま買物帰りに公園の前を通り現場を目撃した主婦が呼んだものであり、甲の呼んだ救急車はその3分後に到着していたことが判明した。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例:福岡高裁昭和 61 年 3 月 6 日判決